

2. 实验原理

建築物名	主要構造等	延べ面積 (㎡)	防火対象物区分
リサイクルセンター	鉄骨造 平屋造	1116.5	

3. 工事種目 (●を印付けたものを適用し各一式とする。)

工 事 種 目	建 物 名 称					屋 外
	リサイクル センター					
空気調和設備	○	○	○	○	○	○
冷暖房設備	○	○	○	○	○	○
冷暖房設備	○	○	○	○	○	○
暖房設備	○	○	○	○	○	○
換気設備	●	○	○	○	○	○
排煙設備	○	○	○	○	○	○
自動飼育設備	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
衛生器具設備	●	○	○	○	○	○
給水設備	●	○	○	○	○	○
排水設備	●	○	○	○	○	○
給湯設備	○	○	○	○	○	○
消火設備	○	○	○	○	○	○
厨具器具設備	○	○	○	○	○	○
ガス設備	○	○	○	○	○	○
1.暖冷気給設備	○	○	○	○	○	○
さく井設備	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○

4. 設備概要 (●印を付けたものを適用し、○印の付いたものは適用しない)

方式及び種別	設備概要
空気調和 冷暖房・暖房の 種別及び方式	○空気調和 ○暖房 ○冷房 ○冷暖房 ○ダクト方式 (○セントラル ○ゾーン) ○パッケージ方式 ○ファンコイルユニット方式 ○放射器方式 (○底気 ○温水)
主熱源	○
自動制御方式	○電気式 ○電子式 ○デジタル式
換気方式	○自然 ●機械 (●第一種 ○第二種 ●第三種)
給排水方式	○自然 ○機械
給水方式	●上水 ○井水 ●水道直結式 ○高圧タンク式 ○加圧給水式 (○圧力タンク ○加圧ポンプ ○)
排水方式	建物内汚水、雑排水 (●分置式 ○合流式) 屋外汚水、雑排水 (○分置式 ●合流式) 処理方式及び放流先 ●汚水 ○L型浮上槽 (○単独処理 ○合流処理) (○新設 ○既設) ●下水道管 ○ ●雑排水 ○L型浮上槽 (○合流処理) (○新設 ○既設) ●下水道管 ○雑排水処理槽 (○新設 ○既設) ○浸透槽 (○新設 ○既設) ○構内排水溝 (又は排水管) ○ ●雨水 ○下水道管 ○道路側溝 ●構内排水溝 (又は、排水管) ○
給湯方式	○局所式 (○瞬間式 ○貯温式 (一般用) ○貯温式 (飲料用)) ○中央式
消火設備の種別	○屋内消火栓 ○屋外消火栓 ○スプリンクラー ○二酸化炭素消火 ○泡消火 ○粉末消火 ○遠給送水管 ○遠給送水 ○
ガスの種別	○都市ガス (種別 発熱量 kcal/m ³) (供給事業名) ○液化石油ガス

設計書及び図面、本特記仕様書、現場説明書（質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて建設大臣官房官庁営繕部監修の機械設備工事共通仕様書（平成9年版）及び機械設備工事標準図（平成9年版）に準拠するものとし、優先順位は次による。

- (1) 現場説明書 (質問回答書を含む)
- (2) 特記仕様書
- (3) 図面及び設計書
- (4) 共通仕様書及び標準図

章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたもの、特記事項は●印の付いたものを適用する。

項 目	特 記 事 項
① 機 材	本工事に使用する機器及び材料について、(社)公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業産業材料等評価名簿(平成9年度)」により選定する場合、その評価書の写しを監督職員に提出する。 また、板木製機は設備機材一覧表に記載されている製造者の中から選定した場合、主要資材(及び機曾)使用通知書により監督職員に通知する。それ以外の製造者を選定した場合は、同等品等使用願を監督職員に提出し承認を得る。
2 主任技術者の適用	共通仕様書で規定する資格区分 (○資格区分Ⅰ ○資格区分Ⅱ)
3 電気保安技術者	○おく ○おかない
4 技能士の適用	○一般配管 ○一般建築金 ○一般熱絶縁施工 ○一般冷凍空調設備施工
5 監督職員事務所	○設ける ○設けない
6 工事実施情報の整備	○有 ○無
① 官公署への手続	工事に必要な官公署への手続は調査員が代行し、速やかに行う。
④ 工事用電力水、その他	この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて調査員の負担とする
⑤ 工事用仮設物	構内につくることが ◎できる ○できない()
⑩ 足場機橋	○別契約の確保調査員が定めた足場及び機橋の臨は無償で使用できる。 ○本工事で負担する
① 調査・試験に 対する協力	1. 調査員は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。 2. 調査員は、当該工事が発注者の実施する公共事業労働費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力しなければならない。 (1)調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 (2)調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。 (3)正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に依り就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 (4)対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請員工事の発注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
① 発生材の処理等	【発生土以外の発生材】・引渡しを要するもの ・有 名称() ・無 ・特別管理型産業廃棄物 ・有 名称() ・無 ・処理方法() ・再利用及び再資源化を図るもの ・有 名称() ・無 【発生土】・構内(建物周り)敷ならし ・構内指示の場所に敷ならし ・構内指示の場所に棄積 ・構外敷出指示の場所に棄積 ・埋積場所() 埋積場所() ※構外敷出適切な処理 ※上記に指定されていないものは、共通仕様書1.1.13.(5)によるほか、下記により構外に 搬出し適切に処理する。 1. 建設副産物実態調査依頼に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実態書及び再生資源利用促進実態書を作成し、監督職員に提出するとともに、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。 2. 建設副産物の処理に先立ち、その概要を「建設副産物処理承認申請書」に記入の上、提出すること。 3. 産業廃棄物の処分にあたって、排出業者(元廃棄者)は処理業者と建設副産物処理委託契約書により建設副産物処理委託契約を締結し、その写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設副産物処理委託契約を締結すること。 4. 建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調査」を作成し、提出するとともに、実際に要した処理等を説明する資料(受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等)を提示し監督職員の確認を受けること。 5. 建設副産物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」の交付・回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。 なお、回収したマニフェストについては廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえて適切に保存すること。
① 工事写真	新木県建設工事機構(平成9年度)の新木県建設工事写真作成要領による。
① 火災保険等	火災保険、建設工事保険、相立保険、土木工事保険等のうち、1以上に加える。契約期間始期は材料(仮設、型枠材を除く)搬入時以前とし、終期は工事目的物(分属発注ににおいては、引き差しが最後となる工事目的物)の引渡しの日とする。保険契約の締結とその更新の申しこを速やかに行う。

除其部、圧力部、開閉機構その他これらに属するものの製造物の保証規格は、製造者規格による製造品としてよい。

- (1) 鋼筋壁の耐力、変位等は表示された数値以上とする。
(2) 鉄筋壁の耐力、材料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
- 橋梁、配管、風道等は、荷重を考慮し堅固に据付け、取り付け又は支持を行う。
- 耐震構造の計算及び施工方法は、次に掲げる事項以外、すべて建築設備関係設計施工指針（建設省住宅局建築設備部編第199年）による。

機界の電費〔に〕に、設計用標準水平電費を乗じたものとする。

設 置 場 所	耐震安全性の分類			
	○特定の施設（甲種・乙種）		○一般の施設（乙種）	
	重要機器・水越	一般機器・水越	重要機器・水越	一般機器・水越
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
※		(1.5)	(1.5)	(1.0)
中 間 階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
地下階、1 階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (0.6)
	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)

- (注) 1. () 内の数値は防鼠支持の機器の場合に適用する。
2. () 内の数値は水機類に適用する。
3. 上層階の定義は次による。
2～6階以下の場合は最上階、7～9階の場合は上層
10～12階の場合は上層3階、13階以上の場合は上層

- | | | | |
|---------|---|---|---|
| ○ 重要設備 | | | |
| ○ 消防設備 | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ 重要水廻り | ○ | ○ | ○ |

共通仕様書第2編の溶接接合のうち、溶接部の検査については使用圧力が1 kg f / cm²以下の配管には適用しない。

- 防凍保温
屋外露出部（給水管、消火管、冷温水管、配管管、冷水管、温水管、ドレン管
等類を含む）は防凍保温を行う。保温の厚さは呼び径 25mm 以下のものは 50mm、
呼び径 32mm 以上のものは 40mm とする。
- 一般保温
空気配管設備工事の保温については、表 2、3。空気配管設備工事の保温の
種類を下表に按ずることができる。

区 分		施 工 箇 所	保 温 材 質	備 考
管 (縦手及び井筒を含む)	温 水 管 (断热管を含む)	屋 外 露 出 (一般居室、廊下)	A・(口)・Ⅰ	
		機 械 室、倉庫、倉庫	B・(口)・Ⅰ	
		天井内、パイプシャフト内 及 び 空 調 室 中	C・(口)・Ⅰ	
		床 下、暗 渠 内 (ピット内を含む)	D・(口)・Ⅰ	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	E・(口)・Ⅰ	
	蒸 気 管	屋 内 露 出 (一般居室、廊下)	A・(口)・Ⅱ	
		機 械 室、倉庫、倉庫	B・(口)・Ⅱ	
		天井内、パイプシャフト内 及 び 空 調 室 中	C・(口)・Ⅱ	
		床 下、暗 渠 内 (ピット内を含む)	D・(口)・Ⅱ	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	E・(口)・Ⅱ	
冷 水・冷温水管 (断热管を含む)	屋 内 露 出 (一般居室、廊下)	A・(口)・Ⅲ		
	機 械 室、倉庫、倉庫	B・(口)・Ⅲ		
	天井内、パイプシャフト内 及 び 空 調 室 中	C・(口)・Ⅲ		
	床 下、暗 渠 内 (ピット内を含む)	D・(口)・Ⅲ		
	屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	E・(口)・Ⅲ		
機 器	冷 水 タンク	—	F・(口)・Ⅲ	
	冷 温 タンク	—	F・(口)・Ⅲ	
	温 水 タンク	—	G・(口)・Ⅲ	
	温 水 タンク	—	G・(口)・Ⅲ	
	熱 交 換 器	—		
	貯 蔵 タンク	—	G・(口)・Ⅲ	
	冷 水 ヘッダー	—	F・(口)・Ⅲ	
冷 温 ヘッダー	—	F・(口)・Ⅲ		
温 水 ヘッダー	—	G・(口)・Ⅲ		
温 水 ヘッダー	—	G・(口)・Ⅲ		

一般ダクト	長方形ダクト	屋内露出	一般居室、廊下	J・(ロ)・K	
			機械室、書庫、倉庫	I・(ロ)・K	
			屋内隠蔽ダクトシャフト内	I・(ロ)・K	
			屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、調剤等の多湿箇所(廊下の天井内は含まない。)	K・(ロ)・K	
	スパイラルダクト	屋内露出	一般居室、廊下	O・(ロ)・K	
			機械室、書庫、倉庫	N・(ロ)・K	
			屋内隠蔽ダクトシャフト内	N・(ロ)・K	
			屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、調剤等の多湿箇所(廊下の天井内は含まない。)	P・(ロ)・K	
消音内貼	サブライデンパー	_____	M・(ロ)・K		
	消音チャンセルボ	_____	L・(ロ)・K		
特殊ダクト	長方形	屋内隠蔽	I・(イ)・K		
	円形	屋内隠蔽	N・(イ)・K		
特殊消音	長方形	_____	H・(イ)・K		
	円形	_____	H・(イ)・K		

※ 1) 冷媒管の1/2以下の配管については、ポリエチレンフォーム保温管2種とする。
なお、その場合の保温厚は下表による。

		冷 房 専 用	ヒートポンプ
圧 縮 機	ガ ス 管	20mm以上	20mm以上
配 外	液 管	10mm以上	10mm以上
圧 縮 機	ガ ス 管	10mm以上	20mm以上
配 内	液 管	10mm以上	10mm以上

冷熱管の露出部分には、給水管の保温工事に準じた断熱保温を行う。
冷熱管の保温外装は下記による。なお、保温化断熱ケースは断熱ビニール樹脂製とする。

国内産出	○綿布	○保温化装ケース	○
国外産出	○ステンレス鋼板	○保温化装ケース	
	○カラー要約紙板	○	

給排水衛生設備工事の保溫については、表2、3、5給排水衛生設備工事の保溫の要領を下表に読みかえる。

区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別	備 考
管 (継手及び井頭を含む)	給 水 管 (〇消火管)	屋 内 露 出 (一般居室、廊下)	a・(ロ)・V
		機械室、倉庫、倉庫	b・(ロ)・V
		天井内、パイプシャフト内 及び空廊壁中	o・(ロ)・V
		床 下、暗 渠 内 (ピット内を含む)	d・(ロ)・V
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、 厨房等の多湿箇所(厨房の 天井内は含まない。)	e・(ロ)・V
給 水 及 び 蒸 気 管		屋 内 露 出 (一般居室、廊下)	a・(ロ)・V
		機械室、倉庫、倉庫	b・(ロ)・V
		天井内、パイプシャフト内 及び空廊壁中	o・(ロ)・V
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、 厨房等の多湿箇所(厨房の 天井内は含まない。)	e・(ロ)・V
給 湯 管 (膨張管を含む)		屋 内 露 出 (一般居室、廊下)	a・(ロ)・I
		機械室、倉庫、倉庫	b・(ロ)・I
		天井内、パイプシャフト内 及び空廊壁中	o・(ロ)・I
		床 下、暗 渠 内 (ピット内を含む)	d・(ロ)・I
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、 厨房等の多湿箇所(厨房の 天井内は含まない。)	e・(ロ)・I
組 造	鋼板製のタンク	—	f・(ロ)・VII
	貯 湯 タ ン ク	—	g・(ロ)・IX
	排 気 筒	屋 外 露 出	h・(イ)・VIII

仕 様 書 (そ の 1)

承認

12.10